

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 人事交流に関する 覚書

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43511

覺書最終集

秘密表示 (未印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/	/	2
付		29番	
副			

送附 昭和45年9月28日
 発信 日付 タイプ 枚

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公信番号 米北1第69号 公信日付 昭和45年9月28日

大 臣 主 管 起案 昭和45年9月26日

政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

起案者 吉川 電話番号 445

協議先

受信者 準備委日本政府代表 発信者 外務大臣

寄附先 (希望送日) 9月26日

件名 日本国政府及琉球政府間、人事交流に用いた電書案について

GA-2 外務省 28 2 回覧番号

* 秘密標準 (赤色)

米北1第69号
 昭和45年9月28日

沖縄復帰準備委員会
 日本国政府代表 殿

外務大臣

(件名) 日本国政府及琉球政府間、人事交流に用いた電書案について

引用公・電信
 日付・番号

1. 政府は、(米北28) 沖縄の復帰準備
 の一環として、沖縄に於ける行政水
 準の向上等と同様に、琉球政府と
 間には人事交流の行なうべく、関係各省
 庁及琉球政府と具体の話し合を行

※ 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

GA-2-1 外務省

(※印は文書課記入)

22...72...3. 今般本件人事交流に
関する覚書案^{（本件成立）} ~~→ 成果を得たこと~~

9月21日 当省北米1課担当官と12
在京米国大使館担当官と招致し、覚
書案の概略及び派遣予定職員等につき
説明の上、覚書案和英文テキストを授
け、米国民政府の署名取付け促進を要請
せしめられた。

覚書案和英文テキスト各1部別添
送付す。（別添1）

2. 沖縄・北方対策等は、本年度におき
て別添説明資料（別添2）に記載の
とおり、派遣職員及び身入職員を予定
し、また、既に一部が着任を完了
し、12...の次第もあり、当省に対し可及的

速やかに米琉側の署名取付けを斡旋
ありたい旨要請越した。

3. ついでに、上記1.のとおり、在京米大使
館に申し入れられた次第あり、
本件人事交流は、自下準備委員会に
おいて検討中の「民政諸機能の移
行」の関連もあり得べく、貴代表事務
所におきても沖縄事務局とも打合せ
上、準備委員会を通過しおこすべく本件
覚書の署名取付け促進を米側に対し
要請された。

2) 17/

MEMORANDUM

Concerning the Personnel Exchange
between the Government of Japan
and the Government of the Ryukyu Islands

(Draft)

1. Purpose of the Memorandum

This Memorandum shall provide for the rules and procedures necessary for the personnel exchange between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as "GRI") based on the Recommendation No. 35 of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands ("Promotion of Personnel Exchange") and other recommendations in connection with the personnel exchange, with a view to raising administrative standards in Okinawa as a part of the preparations for the reversion of Okinawa.

2. Decision of Assignment

The officials to be dispatched by GOJ to GRI and by GRI to GOJ shall be selected respectively through the recommendations of GOJ and through those of GRI, based on the personnel exchange program to be agreed upon between GOJ and GRI, and under the mutual understanding of both Governments.

3.

- 2 -

3. The Status of Officials dispatched by GOJ and those dispatched by GRI

(1) GRI shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GOJ in accordance with Section 2. above as duly appointed GRI officials.

(2) GOJ shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by GRI in accordance with Section 2. above as duly appointed GOJ officials.

4. Entry into Force of the Memorandum

This memorandum shall come into effect as of the date when it is signed by GOJ and GRI, and when USCAR gives its approval for the signature by GRI.

Date:

Date:

Director,
General Affairs Division,
Okinawa-Northern
Territories Agency, GOJ

Director,
General Affairs Department,
GRI

On behalf of the High Commissioner,
I hereby concur this Memorandum.

Date:

Director,
General Affairs Department,
USCAR

別添

説明資料

本土政府及び琉球政府間の人事交流について

昭和45年度における本土政府及び琉球政府間の人事交流計画(案)についてのとおりとする。

1. 本土政府派遣職員の出発先及び人員

- (1) 沖縄事務局職員の身分を有する職員
 - 動物検査官 1 (11年前 昭和34年5月2日発給)
 - 救難総乗組員 2 (昭和45年度3月)
 - 琉大保健学部長等 2
 - 計 5人

- (2) 出張に利用派遣される職員
 - 琉大保健学教員 5人

- (3) 休暇に利用派遣される職員
 - 計 4人
 - (総務局、企画局、農務局、建設局各 1)

総計 14人

2. 琉球政府派遣職員の出発先及び人員

- 内閣法制局 1
- 沖縄・北方対策庁 1
- 農林省 1
- 建設省 1
- 自治省 1
- 計 5人

(説明資料)

1 本土政府派遣職員の給与

(1) 沖縄事務局職員の身分と有する者の場合

本土政府は 俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び
在勤手当を支給する。
琉球政府は、本土政府から支給する給与に相当する給与以外
の給与（特別勤務手当、超勤手当、通勤手当等）を支給する。

(2) 出張に付し琉球教員とほる者の場合

本土政府は、休職者の給与及び出張旅費を支給する。
琉球政府は、特別手当（Stipendium）を支給する。

(3) 休職に付し派遣之れ 行政の参事官とほる者の場合

本土政府は、休職者の給与を支給する。

琉球政府は、琉球政府の一般職の給与法に基き、
給与（給料、特別調整額、扶養手当、通勤手当、期末手当）及び

特別手当を支給する。

在勤手当

2 琉球政府派遣職員の給与

琉球政府は、給料及び期末手当を支給する。

本土政府は、一般職の給与に因する法律の規定に基
き、給与（俸給、扶養手当、調整手当、通勤手当、超勤手
当、勤勉手当）を支給する。

3 本土政府派遣職員の公務災害補償及び福祉

(1) 本土政府派遣職員に係る公務災害補償については、沖縄・北方対策庁
沖縄事務局職員の身分を有する者には、国家公務員災害補償法（昭和26
年法律第191号）の規定を適用し、その他者には、琉球政府公務員災害
補償法（1969年立法第130号）の規定を適用する。

(2) 本土政府派遣職員に係る共済組合制度等の福祉については、本土政
府の職員に在る者は、本土政府職員が福祉に関する制度を適用する。

(3) 本土政府派遣職員への住宅の供与については、別に本土政府と琉
球政府とで協議するに在る。

4 琉球政府派遣職員が公務災害補償及び福祉

(1) 琉球政府派遣職員に係る公務災害補償については、国家公務員災
害補償法の規定を適用する。

(2) 琉球政府派遣職員に係る共済組合等の福祉については、本土政府職
員が福祉に関する制度を適用する。

(3) 琉球政府派遣職員への住宅の供与については、別に本土政府と琉球
政府とで協議するに在る。

5 人事記録事項の通報

本土政府及び琉球政府は、派遣した職員が人事記録を相互に通報
するものとす。

2. 人事交流

秘
無期限

総番号(TA) 48264
70年9月29日 18時50分 沖繩 発
70年9月30日 01時00分 本省 着

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

山崎長官、米民政官との会談

第396号 略

29日山崎副総長はアイアリー米民政官を往訪し、約1時間にもわたり会談したところ、その主要点次の通り、(日本通商局長、エツタ書記官、米側クレーマー企画局長同席)

1. 先づ長官より、来年度日政投助費の対策案を説明したが、民政官より、上記対策案によれば投融資が大はばな増額を見ているところ、右はGR I財政のあか字を招くおそれなきやと質したのに対し、長官は、右投融資は主として公共事業費によつて占められており、あか字を招かぬよう十分配慮したつもりである旨説明の上現在のあか字情勢については目下大蔵、自治、対策庁の3省で構成された調査団が早い者調査中なる旨述べた。

2. 民政官より、最近の新聞報道によれば、じゆん視でい「オキナワ」には海上保安庁所属の人員が配置される由であり、他方GR I総務局長にヤエ山出身の自治省職員が決定している由であるが、米側としては右に対し特に異議が

あるというわけではないが、かかる件に関しなるべく前広にGOJから相談を受けられないものかと思つている旨述べた。これに対し長官より、GOJとしてはGR Iとの人事交流についての覚え書きが3省間で早急に取り交されることを望むものである旨述べるとともに、右覚え書きに関する日米間の話し合いには目下東京にちつて行なわれていると了解するも、当地米側からも在京米大使館に対し本件促進方を働きかけられたい旨要望した。

3. 総合職業訓練所問題につき、長官より、あらためて米側の配慮方申入れたのに対し、民政官は、本件についての米側見解はつとにGOJに送付済みであり、回答待ちの段階である旨述べたが、長官は、本件は失業保険あか字問題と関連しているが、復帰後は本土の失業保険制度と一体化するので右あか字財政はその段階でGOJがかた代りすることが制度の求めるところとなろうと説明されたところ、民政官はGOJのかかる考え方をしかるべき文書にしてもらいたいということが米側のかねてからの希望である旨付言した。

4. 最後長官より、現在準備委で審議中の諸項目のうちりゆう政一般予算、税制、資金運用部資金の3項目については、GOJ内部において調査中で回答に遅滞を要すべしと述べたところ民政官は、これらの分野におけるGOJの参加は大いに歓迎するところであり、米側として出来れ

以下各点について、本閣内閣府まで統一の合意に達し、各項目を一括して採決したい旨を明らかにした
(了)

ソカヒ 万大 博阪

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

対(1/19)

電信写

大政事外外(録) 務次 典房
官宣宣審審長長 備総人電厚計
備書文会営給

総番号(TA) 5733/ 主管
70年11月18日16時10分 沖繩 発着 米北/
70年11月19日19時59分 本省 着

国資長領移長
参調析企
参領旅移

外務大臣殿 高瀬 大(使) 臨時代理大使 総領事 代理
人事交流覚書署名の完了

ア 参地中東 長 北東西
米長 参北北保
中南 参一二
南 参西東洋 長 西東

第565号 略
貴信米北/第69号に関し
人事交流に関する覚書についての米側署名は18日完了し、イナミ・トシアキ建設局参事官、オノデラ・ヒデオ総務局参事官、ヒラオ・タクオ企画局参事官に対しては同日辞令がGRIより交付された。
(了)

近ア長経 参善近ア 次総経国万
長協協長条 参賛納 参政技二 国一理
長園 参条協規 参政経科 軍社専
長情長文長 参道内外 一一

稲見俊明 (建設大臣官房技術調査官)
小野孝秀 (富山県土木部次長)
平尾多之雄 (公営企業金融公庫管理部 資産課次長)

北米第一課長

November 9, 1970

(DRAFT)

Dear Mr. Sharman :

I am forwarding herewith three copies each in English and Japanese of " Memorandum on Personnel Exchange between the Government of Japan and the Government of the Ryukyu Islands ", signed by the official concerned of the Japanese Government.

It is requested that these documents be transmitted to the USCAR and the GRI for the necessary signatures and that,

Sincerely yours,
(upon completion of such signatures, one copy (both English and Japanese) be returned to the Government of Japan.)

Kazuo Chiba
Head,
The First North America Division,
American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Mr. William C. Sharman
Counsellor for Political Affairs
Embassy of the United States
of America,
Tokyo.

別添人事交流に関する覚書(覚書(原本)提出(保証)と本書簡(覚書)による
在京米大使に平文を付したる

球(11/21)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

19

電信写

大政事外外務官
事務次長
巨官官審審長
機入電厚計
備文会密給
国資長
参調析企
参領旅移
ア 参地中東
北東西
北北保
参一二
参西東洋
西東
近ア長
参審近ア
次参総領万
参賛統
参政技二
国一理
参条協編
参政産科
課社専
参道内外
一一

総番号(TA) 57736 主管
 70年11月20日15時20分 沖縄 発着
 70年11月20日16時15分 本省 発着
 外務大臣殿吉岡 大使 臨時代理大使 総領事 代理

人事交流覚書

第569号略
 従来第565号に準じ、
 777バ 74シ農林参事官を追加する。
 (了)

外務省

November 9, 1970

Dear Mr. Sherman:

I am forwarding herewith three copies each in English and Japanese of "Memorandum on Personnel Exchange between the Government of Japan and the Government of the Ryukyu Islands", signed by the official concerned of the Japanese Government.

It is requested that these documents be transmitted to the USCAR and the GRI for the necessary signatures and that, upon completion of such signatures, one copy each in English and Japanese be returned to the Government of Japan.

Sincerely yours,

Kazuo Chiba
Head,
The First North America Division,
American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Mr. William C. Sherman,
Counsellor for Political Affairs,
Embassy of the United States
of America,
Tokyo.

日本国政府と琉球政府との間の人事交流
に関する覚書

1. 覚書の趣旨

この覚書は、沖縄の日本国への復帰の準備を促進する目的をもつて、日米琉諮問委員会の勧告第35号「人事交流の推進について」及び人事交流に関連するその他の勧告に基づき日本国政府（以下「本土政府」という。）及び琉球政府のそれぞれの現行法令に従つて本土政府と琉球政府との間で実施される人事交流のため必要な規則及び手続を定める。

2. 派遣の決定

本土政府から琉球政府に派遣される職員及び琉球政府から本土政府に派遣される職員は、それぞれの政府により、本土政府と琉球政府との間で琉球列島高等弁務官の同意を得て取りきめる人事交流計画に従つて選出される。

3. 本土政府が派遣する職員及び琉球政府が派遣する職員の身分

(1) 琉球政府は、本土政府が2の規定に従つて派遣した職員を、所要の手続に従い、琉球政府の職員として正式に任用する。

(2) 本土政府は、琉球政府が2の規定に従つて派遣した職員を、所要の手續に従い、本土政府の職員として正式に任用する。

4. 覚書の実施

この覚書は、本土政府及び琉球政府がこれに署名し、かつ、米国民政府が琉球政府の署名を承認した日に効力を発する。

日本国政府
沖縄・北方対策庁総務部長

昭和 年 月 日

琉球政府
総務局長

昭和 年 月 日

高等弁務官に代わつて
この覚書に同意する。

米国民政府
総務部長

昭和 年 月 日

Memorandum on Personnel Exchange between
the Government of Japan and the Government of
the Ryukyu Islands

1. (Purpose of the Memorandum)

This Memorandum shall provide for the rules and procedures necessary for the personnel exchange to be carried out between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as "GRI") in accordance with their respective laws and regulations in force, based on the Recommendation No. 35 of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands ("Promotion of Personnel Exchange") and other recommendations in connection with the personnel exchange, with a view to facilitating the preparations for reversion of Okinawa to Japan.

2. (Decision of Assignment)

The officials to be dispatched by the GOJ to the GRI and those to be dispatched by the GRI to the GOJ shall be selected by the respective governments in accordance with the Personnel Exchange Programs to be agreed upon between the GOJ and the GRI after concurrence by the High Commissioner of the Ryukyu Islands.

3. (The Status of Officials Dispatched by the GOJ and Those Dispatched by the GRI)

(1) The GRI shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by the GOJ in accordance with Section 2 above as duly appointed GRI officials.

(2) The GOJ shall employ, in accordance with the required procedures, officials dispatched by the GRI in accordance with Section 2 above as duly

appointed GOJ officials.

4. (Entry into Force of the Memorandum)

This Memorandum shall come into effect as of the date when it is signed by the GOJ and the GRI, and when USCAR gives its approval for the signature by the GRI.

Director
General Affairs Department
Okinawa-Northern Territories Agency
Government of Japan

Date:

Director
General Affairs Department
Government of
the Ryukyu Islands

Date:

On behalf of the High Commissioner
I hereby concur in this Memorandum:

Chief of Administration
United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands

Date: